

児童手当・児童育成手当

所得制限で受給していない方へ

20年度に所得制限を超えた児童手当・児童育成手当を受給するため児童手当・児童育成手当していない方が、所得額の変更を受給していない方について、更や扶養人数の変更、加入し今回所得の見直しを行います。この見直しにより、現在児童手当・児童育成手当を受給できる場合があります。申請書

必要書類

児童手当Ⅱ①健康保険証(申請者の分) ②認め印③銀行口座の分かるもの④21年1月2日以降に東久留米市に転入した方は、平成21年度所得証明書 ⑤受給要件によつては、ほかの書類が必要です。子育て支援課助成係へ問い合わせてください。

請書の提出が遅れた場合は遅れた分の手当が受けられませんが、必ず5月中に子育て支援課へ申請してください。

児童手当・児童育成手当は認定された場合、認定請求した日の属する月の翌月から支給されます。

現在受給している方は、6月中に現況届を郵送しますのて、必ず提出してください。詳しくは同係 ☎ 470・7736へ。

民生委員・児童委員の日

5月12日

5月12日(火)は「民生委員・児童委員の日」です。全国民生委員児童委員連合会では、5月12日(火)～18日(月)の一週間を「民生委員・児童委員の日活動強化週間」として、より多くの皆さんに民生・児童委員やその活動を知っていただくため、さまざまな取り組みを展開します。その中心となるのが「広げよう 地域に根ざした 思いやり」行動宣言」です。これは地域の皆さんが抱える課題とその課題に対する民生・児童委員の対応を整理したもので、次の5項目からなっています。

①安心して住み続けることができる地域社会をつくり地域に根ざした思いやり行動宣言」です。これは地域の皆さんが抱える課題とその課題に対する民生・児童委員の対応を整理したもので、次の5項目からなっています。

都議会議員選挙

立候補予定者説明会を開催します

7月12日(日)に東京都議会議員選挙が行われます。北多摩第四選挙区(清瀬市・東久留米市)では、立候補を予定している方を対象に説明会を開催します。

住宅供給公社募集センターでは、5月9日(土)・10日(日)の午前9時半～午後5時、配布しています。また期間中は同公社ホームページからも入手できます。

【申込受付期間】5月19日(火)までに渋谷郵便局に届いたものに限り受け付けます。詳しくは都市計画課 ☎ 470・7762または東京都住宅供給公社募集センター ☎ 570・010810(5月7日(木)～15日(金)の間の期間は ☎ 03・3498・8894。いずれも土曜・日曜日を除く)へ。



【申込受付期間】5月19日(火)までに渋谷郵便局に届いたものに限り受け付けます。詳しくは都市計画課 ☎ 470・7762または東京都住宅供給公社募集センター ☎ 570・010810(5月7日(木)～15日(金)の間の期間は ☎ 03・3498・8894。いずれも土曜・日曜日を除く)へ。

【持ち物】筆記用具、書類を受領する方の認め印 ※当日受け付け表に記載していただくために、立候補予定者の氏名(ふりがな)・住所・電話番号・本籍・生年月日・党派・職業、選挙管理委員会からの連絡先(担当者氏名・住所・電話番号、報道機関等への公表の可否についてあらかじめ確認してください。詳しくは選挙管理委員会事務局 ☎ 470・7777へ。



国民年金 学生納付特例をご利用ください

日本国内に住むすべての方は、20歳になったときから国民年金の被保険者になります。学生であっても国民年金に加入しなければなりません。学生の方で本人の前年の収入が一定額以下の場合には、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

前年収入があつた方でも退職された場合は、雇用保険の離職票または受給資格者証等の添付により、保険料が猶予されます。

申請を行わず保険料が未納のままだと、不慮の事故職・障害を事由とする年金



認11日ごろの活動を通じて把握している要援護者の情報を、災害時の安否確認に役立つよう活動を強化します。

現在、市には民生委員・児童委員61人と、主に児童福祉の分野を担当する主任児童委員6人が、厚生労働大臣から委嘱を受けて活動しています。また、主任児童委員の支援を行う民生・児童委員協力員1人が、都知事の委嘱を受けて活動しています。

このように民生委員・児童委員、主任児童委員は、何らかの支援が必要な地域住民の

や病気等により障害の状態になった場合でも、障害基礎年金等の保障を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

申請は、保険年金課(市役所1階)で受け付けています(年度ごとに申請が必要です)。申請の際は、年金手帳と新年度有効な学生証を持参してください。同居の家族が申請する場合は、認め印も必要です。

加給年金額が支給停止になる場合があります

加給年金額は、老齢厚生年金の受給権を取得した当時、厚生年金加入期間が20年以上(中高齢特例は15、19年以上)である方に配偶者または子がおり、その対象者が生計維持や年齢などの条件を満たしている場合に加算されます。

加給年金額は、老齢厚生年金の受給権を取得した当時、厚生年金加入期間が20年以上(中高齢特例は15、19年以上)である方に配偶者または子がおり、その対象者が生計維持や年齢などの条件を満たしている場合に加算されます。

加給年金額は、老齢厚生年金の受給権を取得した当時、厚生年金加入期間が20年以上(中高齢特例は15、19年以上)である方に配偶者または子がおり、その対象者が生計維持や年齢などの条件を満たしている場合に加算されます。

加給年金額は、老齢厚生年金の受給権を取得した当時、厚生年金加入期間が20年以上(中高齢特例は15、19年以上)である方に配偶者または子がおり、その対象者が生計維持や年齢などの条件を満たしている場合に加算されます。

加給年金額は、老齢厚生年金の受給権を取得した当時、厚生年金加入期間が20年以上(中高齢特例は15、19年以上)である方に配偶者または子がおり、その対象者が生計維持や年齢などの条件を満たしている場合に加算されます。

加給年金額は、老齢厚生年金の受給権を取得した当時、厚生年金加入期間が20年以上(中高齢特例は15、19年以上)である方に配偶者または子がおり、その対象者が生計維持や年齢などの条件を満たしている場合に加算されます。



詳しくは市保険年金課 ☎ 470・7732または、武蔵野社会保険事務所 ☎ 422・56・1411へ。

21年度(20年分)所得制限限度額表

扶養親族等の数	児童手当		児童育成手当
	国民年金加入者・未加入者	厚生年金等各種年金加入者	(育成手当・障害手当)
0人	460万円	532万円	360万4千円
1人	498万円	570万円	398万4千円
2人	536万円	608万円	436万4千円
3人	574万円	646万円	474万4千円
4人	612万円	684万円	512万4千円
5人	650万円	722万円	550万4千円

※上記所得制限額未満の方が対象

5月は赤十字運動月間です

「赤十字会(社員)」とは、毎年継続して500円以上の会費(社費)を日本赤十字社へご協力いただける方です。皆さんから寄せられた活動資金は、国際救済活動、災害救援活動、医療事業、看護師の養成、血液事業、救急法、家庭看護法などの講習事業、社会福祉事業、赤十字奉仕団活動、青少年赤十字活動など、さまざまな赤十字の人的活動に使わせていただいています。

この運動期間中、皆さんのご自宅を赤十字協賛委員(町会・自治会の役員)や奉仕団の方が伺いますので、ご理解とご協力をお願いします。なお、20年度に東久留米市地区では、個人の方や自治会を通じて約260万円のご協力をいただきました。今年も

全員が40歳未満であること②世帯構成が夫婦のみの世帯または夫婦および子の世帯であること

【申込用紙等の配布】土曜・日曜日を除く5月7日(木)～15日(金)に都市計画課(市役所5階、上の原・滝山・ひばりが丘の各連絡所、東京都住宅供給公社募集センター、同公社の各窓口センター、都庁、都内市区役所、町村役場で配布

※都庁第一本庁舎1階(東京観光情報センター)、東京都

都営住宅への入居者を募集します



申込資格等、詳細は募集案内をご覧ください。

【申込資格】次の通り

- ①家族向Ⅱ①都内に居住する成年者(20歳未満の既婚者含む)であること②同居親族がいること③世帯の所得が所得基準内であること④住宅に困っていること⑤暴力団員でないこと
- ②単身者向Ⅱ①都内に3年以上居住している60歳以上またはそのほかの条件を満たす単身者であること②現に同居している親族がいらないこと③所得が定められた基準内であること④住宅に困っていること⑤暴力団員でないこと
- ③若年ファミリー向Ⅱ家族向の申し込み資格に加え、①申込者本人を含め同居親族

◆東京都住宅供給公社ホームページアドレス <http://www.to-kousya.or.jp/>